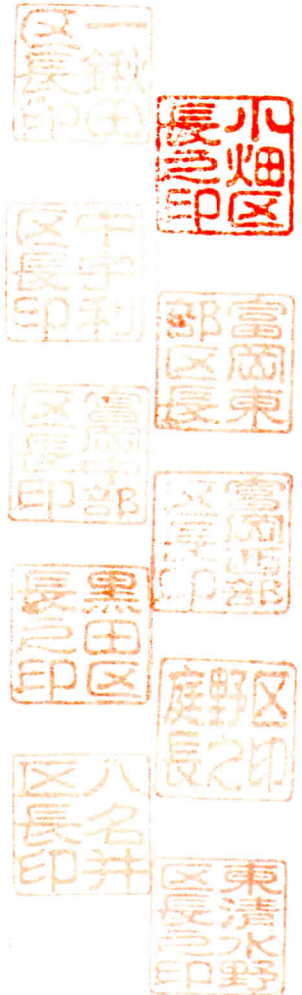


平成 28 年 7 月 6 日

環境副大臣 井上信治 殿

愛知県新城市八名区長会長(一鍛田区長)

	中西 忠 史
小畑区長	西 田 幸 雄
中宇利区長	牧 野 通
富岡東部区長	前 澤 弘 久
富岡中部区長	中 村 正 昭
富岡西部区長	杉 山 貴 祥
黒田区長	森 下 一 了
庭野区長	加 藤 勉
八名井区長	加 藤 浩
東清水野区長	岩 瀬 光



悪臭発散防止の指導監督に関する助言について(要望)

新城市南部企業団地に進出した産業廃棄物中間処理(汚泥堆肥化)施設から、形容詞が見つからない悪臭、或いは豊橋市東細谷にある同社豊橋工場と同じ悪臭が発散しているとの訴えが相次いでいます。当該施設は、平成 26 年 3 月 26 日に(有)タナカ興業が愛知県に産業廃棄物処分業の許可を申請し、県は 1 年 7 カ月に亘る審査を経て平成 27 年 11 月 5 日に許可したものです。

この施設周辺は新城市による事前の環境調査で臭気指数は 10 未満と計測され、市と市民はこの環境を悪化させないことを目標として、県に“慎重かつ厳正な審査”を求めてきました。しかし、本年 2 月の操業準備段階、また、4 月以降、計画の数分の 1 程度の操業(推定)において、当該施設が悪臭を発散させた事実は非常に憂慮すべきもので、住民の生活に悪影響を及ぼし、地域の環境悪化を招いています。

については、産業廃棄物処理に関する指導監督の権限を持つ愛知県に対して、当該施設が悪臭を発散させないように、許可内容に応じて個別具体的な指導監督を厳正に行うように助言されることを要望します。